

# 平成29年度の利用定員の設定について

平成29年2月21日

## ▼利用定員の取扱い

- ・本日の審議結果を市の利用定員として、平成29年度の利用定員として県協議を行う。
- ・「松山市子ども・子育て支援事業計画」で定めた平成30年度の量の見込み(教育・保育の需要量)と今回設定する平成29年度の利用定員数(確保の内容)を比較し、不足部分について今後も拡充する。
- ・なお、量の見込み及び確保の内容が事業計画と現状とが大きく乖離している場合は、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(平成29年1月27日事務連絡)に沿って、平成29年度に見直しについて検討する。

## ▼今回の設定のポイント

各施設からの申請に基づき、下記の1～4のとおり設定し、平成29年度の利用定員とする。

1. 平成28年度の年度途中から、事業を開始した1施設を平成28年度と同数に設定。(P2参照)
2. 平成29年4月からの事業開始を目指し、内示を行った新たに新制度へ移行予定の施設及び事業の合計10施設を新たに設定。(P3～P5参照)
3. 既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(平成28年4月現在の施設及び事業)で、利用定員の変更申請があった合計10施設を変更設定。(P6～P9参照)
4. 3以外の既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、平成28年度と同じ利用定員数に設定。

平成28年度からの利用定員の増減の一覧については、P10～P13参照

平成29年度の市内全体の利用定員については、P14及びP15参照

※利用定員について及び過年度の利用定員等については、P16以降参照

# 平成29年度の利用定員の設定について

## 1. 平成28年度の年度途中から、事業を開始した施設

(1) 認定こども園: 1施設

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育	保育				合計	
				1号	2号	3号		計		
		0歳	1, 2歳	小計	(2号+3号)					
①中心部	認定こども園 アイドル園	地方裁量型	株式会社	1	15	5	10	15	30	31

### <詳細>

- ・平成28年4月から事業開始予定であったが、施設整備の遅れ等により、平成28年12月から認定こども園として認定。
- ・29年度も上記の28年度の利用定員と同数を引き続き設定。

※愛媛県からの権限移譲により、平成28年4月から、幼保連携型以外の認定こども園の認定事務について市で実施。

# 平成29年度の利用定員の設定について

## 2. 平成29年4月からの事業実施を目指し、内示を行った新たに新制度へ移行予定の施設・事業

### (1) 認定こども園:3施設

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育		保育			計 (2号+3号)	合計
				1号	2号	3号				
		0歳	1, 2歳	小計						
①中心部	認定こども園 花園幼稚園	幼保連携型	学校法人	105	75	6	24	30	105	210
③東部	認定こども園 コモドまつすえ園	地方裁量型	株式会社	6	21	6	12	18	39	45
④南部	認定こども園 椿幼稚園	幼稚園型	学校法人	400	45	0	10	10	55	455
合計				511	141	12	46	58	199	710

### <詳細>

- ・認定こども園 花園幼稚園:私学助成幼稚園(認可定員280人)から幼保連携型認定こども園(認可定員210人)へ移行予定
- ・認定こども園 コモドまつすえ園:地域保育所(定員24人)から地方裁量型認定こども園(認定定員45人)へ移行予定
- ・認定こども園 椿幼稚園:私学助成幼稚園(認可定員400人)から幼稚園型認定こども園(認定定員455人)へ移行予定

※愛媛県からの権限移譲により、平成28年4月から、幼保連携型以外の認定こども園の認定事務について市で実施。

※幼稚園から移行した2園の1号定員部分は、私学助成の認可定員分を既に事業計画に計上済み。

# 利用定員の設定について

## (2) 地域型保育事業: 6施設

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育 1号	保育 2号	保育 3号			計 (2号+3号)	合計
						0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	三福5starインターナショナル保育園	小規模A型	株式会社			5	14	19	19	19
	まつやま大手町保育所	小規模型 事業所内	株式会社			3	7	10	10	10
③東部	小規模保育所 どれみ保育園	小規模A型	社会福祉法人			3	16	19	19	19
④南部	ついでる保育園	小規模A型	株式会社			6	13	19	19	19
	和泉南保育園	小規模A型	個人			3	16	19	19	19
⑤西部	小規模保育園 夢じゃき園 HABU	小規模A型	NPO法人			6	13	19	19	19
合計						26	79	105	105	105

### <詳細>

- ・三福5starインターナショナル保育園: 地域保育所(定員50人)から小規模保育事業A型(認可定員19人)へ移行予定
- ・上記以外の5園については新規園。

※まつやま大手町保育所は、利用定員10人のうち、地域枠は7人(0歳:2人、1, 2歳:5人)であり、事業計画上は、地域枠のみを確保内容とする。(事業計画基本指針(平成26年7月2日内閣府告示第159号)第3 二 2(一)(3)参照)

# 利用定員の設定について

## (3) 新制度幼稚園: 1施設

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育	保育				合計	
				1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
						0歳	1, 2歳			小計
③東部	松山のぞみ幼稚園	—	学校法人	130						130

### <詳細>

・松山のぞみ幼稚園: 私学助成幼稚園(認可定員130人)から新制度幼稚園(利用定員130人)へ移行予定

# 利用定員の設定について

## 3. 既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(平成28年4月現在の施設及び事業)で、利用定員の変更申請があった施設

(1) 認定こども園: 7施設

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育	保育				計 (2号+3号)	合計
				1号	2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
④南部	松山認定こども園 星岡	幼保連携型	28年度	330	60	20	40	60	120	450
			29年度	<b>330</b>	<b>96</b>	<b>32</b>	<b>64</b>	96	192	522
			増減数	0	36	12	24	36	72	72
	幼保連携型認定こども園 愛媛星岡幼稚園	幼保連携型	28年度	480	33	6	21	27	60	540
			29年度	<b>480</b>	<b>30</b>	<b>6</b>	<b>24</b>	30	60	540
			増減数	0	▲ 3	0	3	3	0	0
⑤西部	幼保連携型認定こども園 三葉幼稚園	幼保連携型	28年度	390	30	0	40	40	70	460
			29年度	<b>390</b>	<b>30</b>	<b>0</b>	<b>60</b>	60	90	480
			増減数	0	0	0	20	20	20	20
	認定こども園 ジャック と豆の木園 余戸園	保育所型	28年度	15	64	6	39	45	109	124
			29年度	<b>15</b>	<b>55</b>	<b>9</b>	<b>34</b>	43	98	113
			増減数	0	▲ 9	3	▲ 5	▲ 2	▲ 11	▲ 11
⑥北西部	幼保連携型認定こども園 愛隣こども園	幼保連携型	28年度	0	39	3	18	21	60	60
			29年度	<b>6</b>	<b>39</b>	<b>3</b>	<b>18</b>	21	60	66
			増減数	6	0	0	0	0	0	6

# 利用定員の設定について

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育	保育				計 (2号+3号)	合計
				1号	2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
⑦北部	認定こども園 城北愛児園	地方裁量型	28年度	3	15	4	16	20	35	38
			29年度	11	10	4	16	20	30	41
			増減数	8	▲5	0	0	0	▲5	3
⑧北条	認定こども園 北条幼稚園	幼稚園型	28年度	84	30	0	20	20	50	134
			29年度	105	21	0	24	24	45	150
			増減数	21	▲9	0	4	4	▲5	16
合計			28年度	1,302	271	39	194	233	504	1,806
			29年度	1,337	281	54	240	294	575	1,912
			増減数	35	10	15	46	61	71	106

## <詳細>

- ・松山認定こども園 星岡:施設整備による保育定員72人(2号36人、3号36人)増加。
- ・幼保連携型認定こども園 愛媛星岡幼稚園:29年度入園児童の見込みの変化による2号定員と3号定員の内訳変更。
- ・幼保連携型認定こども園 三葉幼稚園:施設整備による保育定員20人増加。
- ・認定こども園 ジャックと豆の木園 余戸園:地方裁量型認定こども園からの移行に伴う2号及び3号の変更。
- ・幼保連携型認定こども園 愛隣こども園:保育所から幼保連携型認定こども園への移行に伴う1号定員の増加。
- ・認定こども園 城北愛児園:28年度中に2号から1号への認定変更者増加及び29年度も同様の事項が見込まれることに伴う変更。
- ・認定こども園 北条幼稚園:28年度中に2号から1号への認定変更者増加及び29年度も同様の事項が見込まれることに伴う変更。(幼稚園の認可定員:210人)



# 利用定員の設定について

## (2) 保育所: 2施設

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	合計
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
⑤西部	富久保育園	私立	28年度		90	5	55	60	150	150
			29年度		<b>80</b>	<b>5</b>	<b>45</b>	50	130	130
			増減数		▲ 10	0	▲ 10	▲ 10	▲ 20	▲ 20
⑥北西部	宮前保育所	私立	28年度		24	9	17	26	50	50
			29年度		<b>18</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	12	30	30
			増減数		▲ 6	▲ 9	▲ 5	▲ 14	▲ 20	▲ 20
合計			28年度		114	14	72	86	200	200
			29年度		98	5	57	62	160	160
			増減数		▲ 16	▲ 9	▲ 15	▲ 24	▲ 40	▲ 40

### <詳細>

- ・富久保育園: 28年度の入園児童が、利用定員より少なく、29年度も同様に見込まれるため、20人(2号10人、3号10人)の減少。
- ・宮前保育所: 28年度の入園児童が、利用定員より少なく、29年度も同様に見込まれるため、20人(2号6人、3号14人)の減少。

# 利用定員の設定について

## (3) 新制度幼稚園:1施設

区域	園名	施設類型	増減	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育	保育				合計	
				1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
		0歳	1, 2歳	小計						
①中心部	若草幼稚園	私立	28年度	120						120
			29年度	<b>90</b>						90
			増減数	<b>▲ 30</b>						<b>▲ 30</b>

### <詳細>

・若草幼稚園:29年度の入園児童減少が見込まれるため30人の減少。

# 利用定員の設定について

## ▼平成29年度に利用定員の変更予定(新規新制度移行含む)施設の利用定員増減数(地区別)

区域	施設類型	園名	教育	保育				合計	
			1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	幼保連携型認定こども園	認定こども園 花園幼稚園	105	75	6	24	30	105	210
	地方裁量型認定こども園	認定こども園 アイドル園	1	15	5	10	15	30	31
	新制度幼稚園	若草幼稚園	▲ 30						▲ 30
	小規模保育事業A型	三福5starインターナショナル保育園			5	14	19	19	19
	小規模型事業所内保育事業	まつやま大手町保育所			2	5	7	7	7
	小計			76	90	18	53	71	161
③東部	地方裁量型認定こども園	認定こども園 コモドまつすえ園	6	21	6	12	18	39	45
	新制度幼稚園	松山のぞみ幼稚園	130						130
	小規模保育事業A型	小規模保育所 どれみ保育園			3	16	19	19	19
	小計			136	21	9	28	37	58

※小規模型事業所内保育事業「まつやま大手町保育所」は、地域枠の人数  
(従業員枠を含めると合計10人(0歳:3人、1, 2歳7人))

# 利用定員の設定について

区域	施設類型	園名	教育		保育				合計
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)	
					0歳	1, 2歳	小計		
④南部	幼保連携型認定こども園	松山認定こども園 星岡	0	36	12	24	36	72	72
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 愛媛星岡幼稚園	0	▲ 3	0	3	3	0	0
	幼稚園型認定こども園	認定こども園 椿幼稚園	400	45	0	10	10	55	455
	小規模保育事業A型	ついでる保育園			6	13	19	19	19
	小規模保育事業A型	和泉南保育園			3	16	19	19	19
	小計			400	78	21	66	87	165
⑤西部	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 三葉幼稚園	0	0	0	20	20	20	20
	保育所型認定こども園	認定こども園 ジャックと豆の木園 余戸園	0	▲ 9	3	▲ 5	▲ 2	▲ 11	▲ 11
	保育所	富久保育園		▲ 10	0	▲ 10	▲ 10	▲ 20	▲ 20
	小規模保育事業A型	小規模保育園 夢じゃき園 HABU			6	13	19	19	19
	小計			0	▲ 19	9	18	27	8

# 利用定員の設定について

区域	施設類型	園名	教育	保育				合計	
			1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
⑥北西部	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 愛隣こども園	6	0	0	0	0	6	
	保育所	宮前保育所		▲ 6	▲ 9	▲ 5	▲ 14	▲ 20	
	小計		6	▲ 6	▲ 9	▲ 5	▲ 14	▲ 20	
⑦北部	地方裁量型認定こども園	認定こども園 城北愛児園	8	▲ 5	0	0	0	▲ 5	
	小計		8	▲ 5	0	0	0	▲ 5	
⑧北条	幼稚園型認定こども園	認定こども園 北条幼稚園	21	▲ 9	0	4	4	▲ 5	
	小計		21	▲ 9	0	4	4	▲ 5	
合計(市内全体)			647	150	48	164	212	362	1,009

※平成28年4月1日時点と比較して利用定員の変更(新規及び既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員変更)があった施設

※小規模型事業所内保育事業「まつやま大手町保育所」の従業員枠(3人)を含めると市内全体の増減数は1,012人  
内訳:教育定員647人、保育定員365人(2号150人、3号215人(0歳49人、1, 2歳166人))

## 4. 3以外の既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業施設

### <詳細>

- ・平成28年4月1日時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業110施設のうち、P6～P9で記載した既存の同施設及び事業(平成29年度から変更のある10施設)を除く、100施設(認定こども園19園、保育所53園、新制度幼稚園10園、地域型保育事業18園)は、平成28年度の利用定員と変更なし。
- ・なお、小規模保育事業の「まちっこ」(利用定員19人)及び「ひめっこ」(利用定員19人)は、平成29年度から、市の委託事業から法人による小規模保育事業の認可事業に変更となるも、利用定員には変更がないため、4として取り扱う。

# 利用定員の設定について

## ～平成29年度利用定員～

### ①支給認定別

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号				計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	1,069	977	2,046	1,231	230	897	1,127	2,358	4,404
②北東部	83	634	717	172	27	90	117	289	1,006
③東部	616	780	1,396	348	58	245	303	651	2,047
④南部	1,542	690	2,232	760	173	526	699	1,459	3,691
⑤西部	411	1,675	2,086	505	81	358	439	944	3,030
⑥北西部	181	460	641	296	40	199	239	535	1,176
⑦北部	383	710	1,093	495	78	292	370	865	1,958
⑧北条	270	100	370	311	38	156	194	505	875
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	<b>4,565</b>	6,026	10,591	4,139	725	2,773	3,498	<b>7,637</b>	18,228

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の利用定員。

※太枠内が今回設定する利用定員。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

# 利用定員の設定について

## ②施設区分別

区域	認定こども園							幼稚園			保育所					地域型保育事業		
	教育	保育					合計	教育			保育				保育			
	1号	2号	3号			計		1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	3号		合計
			0歳	1, 2歳	小計		0歳					1, 2歳	合計					
①中心部	919	419	50	240	290	709	1,628	150	977	1,127	812	148	580	728	1,540	32	77	109
②北東部	35	20	0	0	0	20	55	48	634	682	152	24	74	98	250	3	16	19
③東部	366	75	12	52	64	139	505	250	780	1,030	273	36	141	177	450	10	52	62
④南部	1,222	281	65	178	243	524	1,746	320	690	1,010	479	85	276	361	840	23	72	95
⑤西部	411	85	9	94	103	188	599	0	1,675	1,675	420	55	225	280	700	17	39	56
⑥北西部	5	69	3	33	36	105	110	176	460	636	227	37	166	203	430	0	0	0
⑦北部	143	138	20	71	91	229	372	240	710	950	357	50	193	243	600	8	28	36
⑧北条	105	21	0	24	24	45	150	165	100	265	290	38	132	170	460	0	0	0
⑨中島	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,216	1,129	159	702	861	1,990	5,206	1,349	6,026	7,375	3,010	473	1,787	2,260	5,270	93	284	377

※太枠内が今回設定する利用定員。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。



# 利用定員の設定について

## ▼平成30年度に向けた保育定員の募集見込み

「**②平成29年度の利用定員**（1号には私学助成等の幼稚園の認可定員を含む）」（供給部分）から、  
 「**①平成30年度の量の見込み**（松山市子ども・子育て支援事業計画部分）」（需要部分）を引いた数が、  
 供給を満たしていないため、**平成30年度に向けた保育定員の募集対象とする。**  
 （既存の幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合は、募集対象に関わらず移行可能）

### ◆募集予定の区域と利用定員数

区域	教育		保育			計 (2号+3号)
	1号	2号	3号			
			0歳	1, 2歳	小計	
①中心部	-	-	-	37	37	37
②北東部	-	17	-	65	65	82
③東部	-	-	-	86	86	86
④南部	7	-	-	28	28	28
⑤西部	-	8	-	81	81	89
⑥北西部	-	-	-	3	3	3
⑦北部	-	-	-	32	32	32
⑧北条	-	-	-	-	-	-
⑨中島	-	-	-	-	-	-
合計	7	25	0	332	332	357

- ・認定こども園の認可・認定及び保育所、地域型保育事業の認可により、引き続き保育定員を確保する。
- ・ただし、現行の事業計画を基に算出した場合であるため、29年度に事業計画の見直しを行う場合は、この限りではない。

# 利用定員の設定について

～各区域の見込み～

区域	量の見込みと 確保内容	教育	保育				計 (2号+3号)	合計 (教育+保育)
		1号	2号	3号		小計		
				0歳	1, 2歳			
①中心部	①量の見込み	1,691	1,043	94	934	1,028	2,071	3,762
	②確保内容	2,046	1,231	230	897	1,127	2,358	4,404
	②-①	355	188	136	▲ 37	99	287	642
②北東部	①量の見込み	553	189	14	155	169	358	911
	②確保内容	717	172	27	90	117	289	1,006
	②-①	164	▲ 17	13	▲ 65	▲ 52	▲ 69	95
③東部	①量の見込み	1,232	333	33	331	364	697	1,929
	②確保内容	1,396	348	58	245	303	651	2,047
	②-①	164	15	25	▲ 86	▲ 61	▲ 46	118
④南部	①量の見込み	2,239	708	73	554	627	1,335	3,574
	②確保内容	2,232	760	173	526	699	1,459	3,691
	②-①	▲ 7	52	100	▲ 28	72	124	117

# 利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容	教育	保育				計 (2号+3号)	合計 (教育+保育)
		1号	2号	3号				
				0歳	1, 2歳	小計		
⑤西部	①量の見込み	1,906	513	32	439	471	984	2,890
	②確保内容	2,086	505	81	358	439	944	3,030
	②-①	180	▲ 8	49	▲ 81	▲ 32	▲ 40	140
⑥北西部	①量の見込み	554	252	23	202	225	477	1,031
	②確保内容	641	296	40	199	239	535	1,176
	②-①	87	44	17	▲ 3	14	58	145
⑦北部	①量の見込み	602	480	39	324	363	843	1,445
	②確保内容	1,093	495	78	292	370	865	1,958
	②-①	491	15	39	▲ 32	7	22	513
⑧北条	①量の見込み	343	286	19	134	153	439	782
	②確保内容	370	311	38	156	194	505	875
	②-①	27	25	19	22	41	66	93

# 利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容	教育	保育				合計 (教育+保育)	
		1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
				0歳	1, 2歳			小計
⑨中島	①量の見込み	6	11	0	7	7	18	24
	②確保内容	10	21	0	10	10	31	41
	②-①	4	10	0	3	3	13	17
合計 (市内全体)	①量の見込み	9,126	3,815	327	3,080	3,407	7,222	16,348
	②確保内容	10,591	4,139	725	2,773	5,965	13,190	23,781
	②-①	1,465	324	398	▲ 307	91	415	1,880

※①「松山市子ども・子育て支援事業計画」の平成30年度「量の見込み」

※②平成29年度「利用定員」

(1号には私学助成等の幼稚園の認可定員を含む。3号には地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠を除く)

## ～参考～

### <利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、支給認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの支給認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### <利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。  
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。  
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。  
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

## <利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県との協議が必要。  
(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員の変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第14版】№103参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第14版】№103>

確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は、都道府県知事への協議が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。

# 利用定員の設定について

## ～平成27年度 提供区域別・支給認定別の利用定員～

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	713	1,662	2,375	1,099	202	811	1,013	2,112	4,487
②北東部	83	634	717	172	24	74	98	270	987
③東部	480	910	1,390	348	46	205	251	599	1,989
④南部	1,142	1,090	2,232	649	140	426	566	1,215	3,447
⑤西部	15	2,035	2,050	494	66	288	354	848	2,898
⑥北西部	181	460	641	302	49	204	253	555	1,196
⑦北部	369	710	1,079	485	66	248	314	799	1,878
⑧北条	165	310	475	290	38	132	170	460	935
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	<b>3,158</b>	7,811	10,969	3,860	631	2,398	3,029	<b>6,889</b>	17,858

※平成27年4月1日時点

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※2号、3号は認定こども園、保育所、地域型保育事業(事業所内保育事業は従業員枠合計6人分を除く)の合計利用定員

# 利用定員の設定について

## ～平成28年度 提供区域別・支給認定別の利用定員～

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	993	1,257	2,250	1,141	209	847	1,056	2,197	4,447
②北東部	83	634	717	172	27	90	117	289	1,006
③東部	480	910	1,390	327	49	217	266	593	1,983
④南部	1,142	1,090	2,232	682	152	460	612	1,294	3,526
⑤西部	405	1,675	2,080	524	72	340	412	936	3,016
⑥北西部	181	460	641	302	49	204	253	555	1,196
⑦北部	375	710	1,085	500	78	292	370	870	1,955
⑧北条	249	100	349	320	38	152	190	510	859
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	<b>3,918</b>	6,836	10,754	3,989	674	2,612	3,286	<b>7,275</b>	18,029

※平成28年4月1日時点

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※2号、3号は認定こども園、保育所、地域型保育事業(事業所内保育事業は従業員枠合計36人分を除く)の合計利用定員



# 利用定員の設定について

## ～教育・保育施設及び地域型保育事業数の推移～

施設種別	公私別	類型等	26年度	27年度		28年度		29年度(見込み)	
			施設数	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比
認定こども園	公立	幼保連携型	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園型	0	0	0	0	0	0	0
		保育所型	0	2	2	2	0	2	0
		地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	2	2	2	0	2	0
	私立	幼保連携型	5	7	2	9	2	11	2
		幼稚園型	1	3	2	4	1	5	1
		保育所型	1	3	2	6	3	7	1
		地方裁量型	3	5	2	4	▲1	5	1
		小計	10	18	8	23	5	28	5
合計		10	20	10	25	5	30	5	
保育所	公立	直営	17	14	▲3	14	0	14	0
		委託	10	10	0	10	0	10	0
		小計	27	24	▲3	24	0	24	0
	私立	—	33	32	▲1	32	0	31	▲1
	合計	60	56	▲4	56	0	55	▲1	
幼稚園	国立	—	1	1	0	1	0	1	0
	市立	—	5	5	0	5	0	5	0
	私立	新制度	0	5	5	6	1	7	1
		私学助成等	38	30	▲8	26	▲4	23	▲3
		小計	38	35	▲3	32	▲3	30	▲2
	合計	44	41	▲3	38	▲3	36	▲2	
地域型 保育事業	公立	小規模保育		2	2	3	1	1	▲2
		事業所内保育		0	0	0	0	0	0
		家庭的保育		0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育		0	0	0	0	0	0
		小計		2	2	3	1	1	▲2
	私立	小規模保育		4	4	10	6	17	7
		事業所内保育		1	1	5	4	6	1
		家庭的保育		0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育		0	0	0	0	0	0
		小計		5	5	15	10	23	8
合計		7	7	18	11	24	6		

※各年度4月1日時点